

## 令和7年5月教育委員会定例会会議事録要旨

- 1 招集年月日 令和7年5月22日（木）午後1時15分 開会
- 2 招集場所 喜多方地方広域市町村圏組合 2階 講堂
- 3 出席者
- |      |       |
|------|-------|
| 教育長  | 佐川正人  |
| 一番委員 | 長田聡子  |
| 二番委員 | 山口謙太郎 |
| 三番委員 | 遠藤一幸  |
| 四番委員 | 五十嵐裕子 |
- 4 出席職員
- |          |      |
|----------|------|
| 教育部長     | 佐藤茂雄 |
| 教育総務課長   | 山内裕美 |
| 学校教育課長   | 安藤裕明 |
| 生涯学習課長   | 佐藤裕市 |
| 文化課長     | 田中勲  |
| 中央公民館長   | 廣瀬隆  |
| 文化課主幹    | 片岡洋  |
| 教育総務課長補佐 | 高橋亮慈 |
| 学校教育課長補佐 | 大垣義智 |
| 学校教育課長補佐 | 尾崎武史 |
| 生涯学習課長補佐 | 齋藤光司 |
| 生涯学習課長補佐 | 平野純一 |
| 文化課長補佐   | 穴澤朋子 |
| 中央公民館長補佐 | 田中正文 |
- 5 閉会 午後2時27分

- 1 開会 午後1時15分、教育長から、5月定例会の開会が告げられた。
- 2 会期の決定 教育長から、会期は本日1日としたい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なく、その通り決定された。
- 3 書記の指名 教育長から、教育総務課長補佐が指名された。
- 4 会議録の承認 教育長から、令和7年4月の教育委員会定例会議事録要旨について、その承認の可否を諮ったところ、委員全員に異議なく、これを承認することに決定された。
- 5 報告事項
  - (1) 行事等の報告

事務局から、「協議第1号 山都中学校・高郷中学校統合整備構想(案)について」、「承認第1号 職員の義務違反に係る処分」の2件について追加議案の審議依頼があった。

教育長から「議案第3号 喜多方市立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例」、「議案第8号 令和7年度喜多方市一般会計補正予算(第1号)」、「協議第1号 山都中学校・高郷中学校統合整備構想(案)」、「承認第1号 職員の義務違反に係る処分」の4件について、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じる恐れがあることから「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項のただし書き」の規定に基づき、非公開で実施するか委員に諮ったところ、委員全員に異議なく、承認された。

教育長から、上記の非公開審議は、審議事項の議案第9号の後に一括して審議したい旨の発言があり、委員に諮ったところ、委員全員に異議なく、了承された。

続いて、教育長が、行事等の報告について説明を求め、教育総務課長が令和7年4月定例会以降の行事について説明した。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員から意見なく、承認された。

- (2) 教育長の報告
  - 報告第6号 共催及び後援の承認について

教育長が、報告第 6 号 共催及び後援の承認について説明を求めた。

教育総務課長

後援の承認について、4 月定例会以降、共催 1 件、後援 11 件を承認したので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第 2 条第 3 項の規定により報告します。

なお、使用名義はいずれも「喜多方市教育委員会」です。

- ・ 共催 1 番 「第 47 回少年の主張福島県大会」
- ・ 後援 1 番 「令和 7 年度第 29 回ウィルソンビル市短期研修派遣事業」
- ・ 後援 2 番 「全会津公立小中学校事務職員研究協議会研修会並びに総会」
- ・ 後援 3 番 「第 71 回福島県高等学校体育大会会津地区大会」
- ・ 後援 4 番 「わんぱく相撲あいつ場所」
- ・ 後援 5 番 「福島県立喜多方高等学校吹奏楽部第 5 回定期演奏会」
- ・ 後援 6 番 「第 31 回 平和のための戦争展・喜多方」
- ・ 後援 7 番 「令和 7 年度 文部科学省後援/子どもゆめ基金助成活動 全国青年アカデミーキャンプ」
- ・ 後援 8 番 「令和 7 年度 文部科学省後援/子どもゆめ基金助成活動 桧原湖畔子ども自然体験キャンプ」
- ・ 後援 9 番 「喜多方発 21 世紀シアター」
- ・ 後援 10 番 「ダンスムーブメント 2025 第 35 回レオキャッツダンススタジオ発表会」
- ・ 後援 11 番 「第 23 回 令和 7 年度蔵の町喜多方俳句の集い」

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、承認された。

#### 報告第 7 号 喜多方市社会教育関係団体の認定の取消しについて

教育長が、報告第 7 号 喜多方市社会教育関係団体の認定の取消しについて説明を求めた。

生涯学習課長

喜多方市社会教育関係団体に関する規則第 8 条の規定に基づき、別紙のとおり喜多方市社会教育関係団体の認定を取り消したので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第 2 条第 3 項の規定により報告するものです。

以上です。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、承認された。

#### 報告第8号 喜多方市地域学校協働活動運営委員会委員の委嘱について

教育長が、報告第8号 喜多方市地域学校協働活動運営委員会委員の委嘱について説明を求めた。

生涯学習課長

喜多方市地域学校協働活動運営委員会設置要綱第3条第2項の規定に基づき、8名を喜多方市地域学校協働活動運営委員会委員に委嘱したので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものです。

なお、委嘱期間は、令和7年4月30日から令和9年3月31日までとなります。

以上です。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、以下の質問があった。

山口委員

新任委員は、所属団体の代表者の変更によるものか。

生涯学習課長

新任委員4名のうち、3名は代表者の変更によるもので、1名は部活動の地域移行を展開していくため新たに委員を委嘱したところです。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、承認された。

#### 報告第9号 喜多方市地域学校協働活動推進員の委嘱について

教育長が、報告第9号 喜多方市地域学校協働活動推進員の委嘱について説明を求めた。

生涯学習課長

喜多方市地域学校協働活動推進員設置要綱第4条第2項の規定に基づき、1名を喜多方市地域学校協働活動にかかる統括推進員に委嘱したので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものです。

なお、委嘱期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとなります。

以上です。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、承認された。

#### 報告第10号 喜多方市立中学校部活動支援員の委嘱について

教育長が、報告第10号 喜多方市立中学校部活動支援員の委嘱について説明を求めた。

生涯学習課長

喜多方市立中学校部活動支援員設置要綱第3条の規定に基づき、別紙のとおり部活動支援員を委嘱したので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものです。

なお、委嘱期間は、令和7年5月2日から令和8年3月31日までとなります。

以上です。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、以下の質問があった。

山口委員

支援員名簿に第三中学校の教職員が入っていないが、当校は全て外部の支援員となるのか。

生涯学習課長

第三中学校は委員の推薦書が提出されていない状況でした。今後、推薦書が提出された際は、改めて報告します。

五十嵐委員

第一中学校や塩川中学校が多いのは学校規模も関係すると思うが、農業支援員が多い上三宮小学校のように地域との連携が強い学校のノウハウ等を校長会等で紹介することで、学校側は良い参考事例になるのではないかと思います。意見です。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、承認された。

#### 報告第11号 喜多方市学校開放体育施設管理指導員の解嘱について

教育長が、報告第11号 喜多方市学校開放体育施設管理指導員の解嘱について説明を求めた。

生涯学習課長 喜多方市公立学校施設の開放に関する規則第4条第2項の規定に基づき委嘱した指導員について、別紙のとおり解嘱したので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものです。

以上です。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、以下の質問があった。

山口委員 後任の委員は決まっているのか。

生涯学習課長 指導員の任務は主に鍵の管理になりますが、両校とも新たにキーボックスを設置し、暗証番号により施設の解錠・施錠を行うこととしたため、後任の委員はおりません。

なお、キーボックスは毎月、暗証番号を変えて運用する予定です。

山口委員 キーボックスを利用すれば鍵の管理は可能と思うが、例えば、使用中にトラブルが発生し、教職員が不在の場合等はどのように対応するのか。

生涯学習課長 大きな問題が発生した場合等は、生涯学習課に直接連絡をいただき、対応することとしています。

長田委員 今後、キーボックスの利用を進めることで、指導員は委嘱しない方向なのか。また、今後の様子を見ながら対象施設を広げていくのか。

生涯学習課長 キーボックスは既に第三中学校、第二中学校で対応しています。また、第一小学校のナイター照明もキーボックスで対応しています。将来的にはキーボックス対応に変えていきたいと考えています。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、承認された。

教育長が、報告第12号 令和6年度喜多方市公民館事業実施報告について説明を求めた。

中央公民館長

喜多方市公民館組織運営に関する規則第8条の規定に基づき、令和6年度公民館事業実施状況について報告を受けたので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものです。

以上です。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、以下の質問があった。

長田委員

女性の参加や女性を対象とした事業が多いと思うが、現在は生活や家庭の在り方など、働き方も変わってきています。

育児や手芸等の事業も女性に特化せず、また、講座名称の工夫など、男性も育児等に参加しやすいよう検討していただければと思います。

中央公民館長

講座名称や対象者の検討など、参加者の範囲が狭まることのないよう工夫してまいります。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、承認された。

## 6 審議事項

### 議案第4号 喜多方市社会教育関係団体の認定について

教育長が、議案第4号 喜多方市社会教育関係団体の認定について説明を求めた。

生涯学習課長

喜多方市社会教育関係団体の認定に関する規則第3条及び第4条の規定に基づき、1団体を喜多方市社会教育関係団体に認定するものです。

提案理由は、社会教育関係団体の認定申請を受け、新たに認定しようとするものです。

以上です。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、以下の質問があった。

長田委員 様式の「区分」の欄に申請団体の種類に丸を付けることとなっているが、これは申請団体が任意で選択するのかな。

生涯学習課長 組織の種類は、申請時に団体と話し合いを行った上で、丸を付けています。

長田委員 組織の種類には「女性」とあるが、時代的な面を考慮すると、この種類は必要なのかな。

生涯学習課長 適切な分類となるよう、検討してまいります。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、原案の通り可決された。

#### 議案第5号 喜多方市少年センター補導員の委嘱について

教育長が、議案第5号 喜多方市少年センター補導員の委嘱について説明を求めた。

生涯学習課長 喜多方市少年センター条例施行規則第2条の規定に基づき、喜多方市少年センター補導員を下記のとおり委嘱するものです。

提案理由は、任期満了に伴い、新たに少年センター補導員を委嘱しようとするものです。

以上です。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、原案の通り可決された。

#### 議案第6号 喜多方市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の解嘱及び委嘱について

教育長が、議案第6号 喜多方市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の解嘱及び委嘱について説明を求めた。

文化課長 喜多方市伝統的建造物群保存地区保存条例第12条の規定に基づき、喜多方市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員を解嘱及び委嘱するものです。

提案理由は、委員の退任により、その残任期間について新たに委員を委嘱しようとするものです。

以上です。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、原案の通り可決された。

#### 議案第7号 喜多方市美術館運営協議会委員の委嘱について

教育長が、議案第7号 喜多方市美術館運営協議会委員の委嘱について説明を求めた。

文化課長

喜多方市美術館条例第11条の規定に基づき、喜多方市美術館運営協議会委員を委嘱するものです。

提案理由は、喜多方市美術館運営協議会委員について、令和7年6月24日に任期満了となるため、新たに委員を委嘱しようとするものです。

以上です。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、以下の質問があった。

山口委員

新任委員3名は、所属団体の人事異動による変更なのか。

文化課長

委員のうち、校長及び県立博物館専門学芸員は、それぞれの団体に協議をいただき、推薦者を委員に委嘱しました。

美術教諭は、美術担当教諭の中で美術館運営協議会委員に適されている方を委嘱したところです。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、原案の通り可決された。

#### 議案第9号 喜多方市教育委員会請願等取扱要綱の制定について

教育長が、議案第9号 喜多方市教育委員会請願等取扱要綱の制定について説明を求めた。

教育総務課長

喜多方市教育委員会請願等取扱要綱を別紙のように制定するものです。

提案理由は、喜多方市教育委員会に対する請願及び陳情の取扱いについて、喜多方市教育委員会会議規則第10条に定めるもののほか、同規則第17条の規定に基づき、必要な事項を定めるものです。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、以下の質問等があった。

山口委員

要綱において、委員及び教育長が利害関係者となる場合の除斥、採決方法の記載はなくても良いのか。

教育総務課長

利害関係者となる場合の除斥や採決等につきましては、上位法である「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において定められていますので、要綱には記載しておりません。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、原案の通り可決された。

#### 審議第3号 喜多方市立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例

【非公開】

#### 議案第8号 令和7年度喜多方市一般会計補正予算（第1号）

【非公開】

#### 協議第1号 山都中学校・高郷中学校統合整備構想（案）について

【非公開】

### 7 承認事項

#### 承認第1号 職員の義務違反にかかる処分について

【非公開】

### 8 連絡事項

#### 令和7年度教育委員会会議の開催日程（案）等について

次回の定例会について、教育総務課長が、令和7年6月26日（木）午前10時から開催することを説明した。

### 9 閉会

午後2時27分、教育長から、閉会が告げられた。